

○茨城県立医療大学附属図書館実習生受入規程

平成10年6月17日
医療大訓第48号

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学附属図書館（以下「図書館」という。）における実習生の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「実習生」とは、国公立若しくは私立の大学等（以下「大学等」という。）の長から、図書館における実習を依頼された当該大学等の学生（以下「実習生」という。）をいう。

(受入れの条件)

第3条 茨城県立医療大学長（以下「学長」という。）は、実習生を図書館の運営に支障をきたす恐れがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(実習の依頼)

第4条 実習を依頼する大学等の長は、所属の学生に図書館において実習させることを依頼するときは、茨城県立医療大学附属図書館実習生受入依頼書（様式第1号）により、学長に申込まなければならない。

(受入れ承諾)

第5条 学長は、前条の依頼が適当であると認めるときは、当該実習生の受入れを承諾するものとし、その旨を茨城県立医療大学附属図書館実習生受入承諾書（様式第2号）により大学等の長へ通知するものとする。

(協定の締結)

第6条 前条の通知を受けた大学等の長は、速やかに茨城県立医療大学附属図書館実習生受入れに関する協定書（様式第3号）を作成し、学長と協定を締結しなければならない。

(実習期間)

第7条 実習期間は、原則として1ヶ月以内とする。ただし、受入れの承諾の日の属する年度を超えることができない。

(その他必要な事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、茨城県立医療大学附属図書館長が別に定める。

付 則

この規程は、平成10年6月17日から施行する。

(様式第1号)

第 号
年 月 日

茨城県立医療大学附属図書館実習生受入依頼書

茨城県立医療大学長 殿

依頼機関名
代表者氏名

下記のとおり貴学附属図書館において学生の実習の受入れを依頼いたします。

記

実習生 氏名	ふりがな	男・女
	年 月 日生 (才)	
住所	〒	
	電 話 — —	
学部・学科	学部	学科 年
学籍番号		
実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
実習内容		
その他		

(様式第2号)

茨城県立医療大学附属図書館実習生受入承諾書

(大学等の長) 殿

茨城県立医療大学長 印

年 月 日付け第 号で依頼のありました実習生について、下記のとおり受入を承諾します。

なお、別添の協定書に記名押印のうえ 年 月 日までに提出してください。

記

実習生 氏名	
学部学科	学部 学科 年
学籍番号	
実習期間	年 月 日 ~ 年 月 日
実習内容	

(様式第3号)

茨城県立医療大学附属図書館実習生の受入れに関する協定書

茨城県立医療大学長（以下「甲」という。）と大学等の長（以下「乙」という。）との間に、次のとおり実習生に関する協定を締結する。

（実習）

第1条 甲は乙の要請に基づき、実習生を受入れるものとする。

2 前項に規定する実習生は、別紙に掲げる学生とする。

（実習期間）

第2条 実習生の実習期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、必要があるときは、甲、乙協議のうえ、期間を変更することができるものとする。

（諸規則の遵守）

第3条 実習生は、甲の諸規則を遵守しなければならない。

2 実習生が前項の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、甲は実習生の受入れを取り消すことができる。

（守秘義務）

第4条 乙は、実習生に対し、実習期間中に知り得た秘密について、実習期間中はもとより実習終了後においても守秘義務を負わせるものとする。

（報告）

第5条 甲は、実習生に関し、次に掲げる事項について、実習終了後速やかに乙に報告するものとする。

（1）実習状況

（2）その他必要な事項

（災害補償）

第6条 実習生の実習中における災害補償については、乙の責任において処理するものとする。

（損害賠償）

第7条 実習生が、故意又は重大な過失により、甲の財産に損害を与えた場合には、甲は乙に損害賠償を求めることのできるものとする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定めのない事実及びこの協定に生じた疑義については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙